

国際連合

A/RES/67/19

総会

配布：一般

2012年12月4日

第67回会期

議事日程議題37

### 総会によって採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/67/L.28 および Add.1) ]

#### 67/19. 国際連合におけるパレスチナの地位

総会は、

国際連合憲章の目的および原則によって導かれ、またこれに関して平等権および人民の自決の原則を強調し、

特に、共同および個別の行動を通じて、平等権および人民の自決の原則の実現を促す全ての国家の義務を再確認した、1970年10月24日の総会決議2625 (XXV) を想起し<sup>1</sup>、

自由、平等、正義および基本的人権の尊重に基礎づけられた国際の平和を維持することおよび強化することの重要性を強調し、

1947年11月29日の総会決議181 (II) を想起し、

憲章に定められている、武力による領土獲得の不承認の原則を再確認し、

1967年11月22日の決議242 (1967)、1973年10月22日の決議338 (1973)、1979年3月22日の決議446 (1979)、1980年8月20日の決議478 (1980)、2002年3月12日の決議1397 (2002)、2003年11月19日の決議1515 (2003) および2008年12月16日の決議1850 (2008) を含み、関連する安全保障理事会諸決議をまた再確認し、

---

<sup>1</sup> 国際連合憲章に従った諸国間の友好関係および協力についての国際法の原則に関する宣言。

とらわれている人の問題に関することを含み、東エルサレムを含むパレスチナ占領地への、戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約<sup>2</sup>の適用をさらに再確認し、

1974 年 11 月 22 日の総会決議 3236 (XXIX) および、パレスチナの人民のパレスチナ独立国家の権利を含む、パレスチナの人民の自決権を再確認している、2011 年 12 月 19 日の決議 66/146 を含む、全ての関連諸決議を再確認し、

東エルサレムを含む、1967 年以来占領されているパレスチナ領域からのイスラエルの撤退の必要性、パレスチナの人民の不可侵の権利の実現、主には自決権および彼らの独立国家の権利、1948 年 12 月 11 日の決議 194 (III) に合致したパレスチナ難民の問題の正当な解決並びに東エルサレムを含む、パレスチナ占領地における全てのイスラエルの定住活動の完全な終了を特に強調した、パレスチナ問題の平和的解決に関する、1988 年 12 月 15 日の総会決議 43/176 および 2011 年 11 月 30 日の総会決議 66/17 並びに全ての関連諸決議をまた再確認し、

東エルサレムの併合は国際社会によって承認されていないことを念頭におき、エルサレムの地位に関する 2011 年 11 月 30 日の総会決議 66/18 および全ての関連諸決議をさらに再確認し、また二国家の首都としてのエルサレムの地位を解決するために交渉を通じて方法が見出される必要性を強調し、

2004 年 7 月 9 日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起し<sup>3</sup>、

東エルサレムを含む、1967 年以来占領されているパレスチナ領域の地位が軍事占領地にとどまっており、また国際法および関連する国際連合諸決議に従い、パレスチナの人民が自決権および彼らの領域に主権を有していることを特に確認している、2004 年 5 月 6 日の総会決議 58/292 を再確認し、

パレスチナ人民の代表としてまたオブザーバーの地位を与えられた、パレスチナ解放機構が総会の審議に参加することを、1974 年 10 月 14 日の総会決議 3210 (XXIX) および 1974 年 11 月 22 日の総会決議 3237 (XXIX) のそれぞれで招請されたことを想起し、

特に、1988 年 11 月 15 日のパレスチナ国家評議会によるパレスチナ国家の宣言を確認し、また国際連合システム内でのパレスチナ解放機構のオブザーバーの地位および機能に予

---

<sup>2</sup> 国際連合、条約集、Vol.75, No.973.

<sup>3</sup> A/ES-10/273 および Corr.1 を参照.

断を与えることなく、国際連合システムにおいて「パレスチナ」の名称が「パレスチナ解放機構」の名称に代わり用いられることを決定した、1988年12月15日の総会決議43/177をまた想起し、

パレスチナ解放機構の執行委員会が、パレスチナ国家評議会の決定に従い、パレスチナ国家の暫定政府の権限および責任を付託されていることを考慮し<sup>4</sup>、

オブザーバーとしてのパレスチナの資格に追加の権利および特権が与えられた、1998年8月7日の総会決議52/250を想起し、

アラブ連盟の理事会によって2002年3月に採択された、アラブ平和イニシアチブをまた想起し<sup>5</sup>、

国際法に従い、1967年以前の国境に基づいて、平和および安全にイスラエルと近接して存する、独立した、主権を有する、民主的、存続可能かつ継続するパレスチナ国家による二国家の解決への公約を再確認し、

イスラエル国政府とパレスチナ人民の代表である、パレスチナ解放機構との間の1993年9月9日の相互承認を念頭におき、

安全かつ国際的に承認された境界内で平和に生きる、当該地域における全ての国家の権利を再確認し、

2年の期間内に独立したパレスチナ国家の制度を構築するパレスチナ国家当局の2009年計画を賞賛し、また世界銀行、国際連合および国際通貨基金による国家性への用意について、また研究された主要分野においてパレスチナ当局が機能する国家の基準を超えていることを決定した、2011年4月の暫定連絡委員会議長結論およびその後の議長結論に反映されている、これに関する肯定的な評価を歓迎し、

国際連合教育科学文化機関、西アジア経済社会委員会、およびアジア太平洋国家グループにおいて、パレスチナが正式な加盟国の地位を享受していること、およびパレスチナはまたアラブ連盟、非同盟諸国運動、イスラム協力機構および77カ国グループと中国の正式な構成員であることを認識し、

---

<sup>4</sup> A/43/928, 添付資料を参照.

<sup>5</sup> A/56/1026-S/2002/932, 添付資料II, 決議14/221.

今日までに、国際連合の 132 の加盟国がパレスチナ国家の承認を行っていることをまた認識し、

新加盟の承認に関する安全保障理事会委員会の 2011 年 11 月 11 日の報告書<sup>6</sup>を留意し、

全ての観点において、パレスチナ問題が満足のいくように解決するまで、同問題に対する国際連合の永続的な責任を強調し、

国際連合の加盟国の地位の普遍性の原則を再確認し、

1. 1967 年以来占領されているパレスチナ領域でのパレスチナの人民の自決権およびパレスチナ人民のパレスチナ国家としての独立権を再確認する。

2. 関連する諸決議および実行に従い、パレスチナ人民の代表として、国際連合においてパレスチナ解放機構に付与された権利、特権および役割に予断を与えることなく、国際連合において非加盟のオブザーバー国家の地位をパレスチナに付与することを決定する。

3. 安全保障理事会が、国際連合における正式な加盟国の地位としての加盟のための 2011 年 9 月 23 日にパレスチナにより提出された申請を順調に審議することの希望を表明する<sup>7</sup>。

4. パレスチナ人民の不可侵の権利の達成および 1967 年に始まった占領を終わらせる中東における平和的解決の達成に貢献する総会の決意を確認し、また、二国家という未来像、すなわち、1967 年以前の国境に基づいて、平和および安全にイスラエルと近接して存する、独立した、主権を有する、民主的、継続するかつ存続可能なパレスチナ国家を達成する。

5. 全ての未解決の主要な問題、すなわちパレスチナ難民、エルサレム、定住、国境、安全および水を解決する、パレスチナ人とイスラエル人との間の正当な永続するまた包括的な平和的解決の達成のために、関連する国際連合諸決議、平和のための土地の原則を含む、マドリード会議での条項、アラブ平和イニシアチブ<sup>5</sup>およびイスラエル—パレスチナ紛争の永続的な二国家の解決への四者ロードマップ<sup>8</sup>に基づく、中東の和平プロセスの範囲内の交渉の再開と加速化の緊急の必要性を表明する。

6. 全ての国家並びに国際連合システムの専門機関および機関に対してパレスチナ人民

---

<sup>6</sup> S/2011/705.

<sup>7</sup> A/66/371-S/2011/592, 添付資料I.

<sup>8</sup> S/2003/529, 添付資料.

の自決権、独立および自由の早期達成においてパレスチナ人民を支持し支援し続けることを促す。

7. 事務総長に対して、本決議の実施のために必要な措置を取り、またこれに関して行われた進捗状況について3か月以内に総会に報告することを要請する。

第44回本会議  
2012年11月29日